

1 業務名

令和4年度歴史的建造物（若松鉦山跡）調査委託業務

2 業務場所

物件名：若松鉦山跡

所在地：日野郡日南町湯河434-3ほか



位置図

3 業務期間

令和4年12月22日（木）まで

4 業務目的

歴史的建造物の測量調査を行い、建造物の平面図を作成することを目的とする。

5 業務概要

業務名	業務内容
令和4年度 歴史的建造物（若松鉦山跡） 調査委託業務	歴史的建造物の調査及び図面の作成 建造物の平面図作成（縮尺1/100）

6 スケジュール

7月	8月	9月	10月	11月	12月
発注準備等	委託期間				

令和4年度歴史的建造物（若松鉦山跡）調査委託業務 特記仕様書

1 業務内容

歴史的建造物（若松鉦山跡）について、業務概要書記載の物件を調査測量の上、建物の平面図を作成する。

2 測量作業

(1) 建物測量は、巻尺、トータルステーションに加え、ハンドヘルドレーザスキャナ等による簡易レーザ計測により行う。

(2) 写真撮影は、建物外壁面に加え、屋内の状況を撮影し、報告書に取りまとめること。撮影に使用するデジタルカメラは、暗所耐性に優れた35mmフルサイズ以上のイメージセンサーを搭載していること。

撮影データはj p e g形式に加え、画像劣化のないR A W（非圧縮）形式を納品すること。

3 建造物調査

2 (1) により測量したデータをもとに、建物の平面図を作成する。図面縮尺は、1 / 1 0 0 とする。

4 協議打ち合わせ

打ち合わせは業務着手時、校正時、業務完了時合計3回とするが、本仕様書に明記がない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示に従い業務を行うものとする。

5 成果品

(1) 成果品は次のものとする。

ア 作成図面 白焼き	各1部
イ 作成図面 C A Dデータ（D X Fデータに変換のこと）及びP D Fデータ	一式
ウ 測量等現地調査データ	一式
エ 調査写真データ	一式
オ (1) イ～エを記録したポータブルHDD又はS S D等の電子記録媒体	一式
カ 調査野帳（写し）	1部
キ 作業日報	1部

(2) 測量業務の作業内容、成果図面の品質については本業務概要書記載内容を標準とし、事前に文化財課と協議を行うこと。

(3) 調査測量が終わった段階で、文化財課に調査資料を提出し、文化財課長が任命する調査職員による図面精度の確認を受けること。

5 成果品の検査

(1) 検査は文化財課長が指名した検査員が行う。

(2) 検査終了後においても、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不備が生じた場合には、受託者の責任において、直ちに修正などの作業を行うものとする。

6 業務に適用する主な基準

本委託業務の仕様は、鳥取県制定の測量業務共通仕様書及び用地調査等共通仕様書によるほか、この特記仕様書を適用する。

7 その他

- (1) 本仕様書に明示されていない事項について疑義を生じた場合は、両者協議の上、適切に処理するものとする。
- (2) 本業務の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、対価の完済により鳥取県に帰属する。

令和4年度歴史的建造物（若松鉱山跡）調査委託業務 特記仕様書（別紙）

下記の建造物等の調査を行い、平図面を作成する。建物の位置及び規模等は、別添図1～3、参考写真のとおり。

救護室、鉱務所、貯鉱場、選鉱場、喫煙所、発電室、圧気室、油倉庫、工作場、倉庫1、倉庫2、炭焼小屋、電気倉庫、機械室、ダイナマイト倉庫、危険物倉庫、便所、車庫、西側便所、受電室

以上、20棟

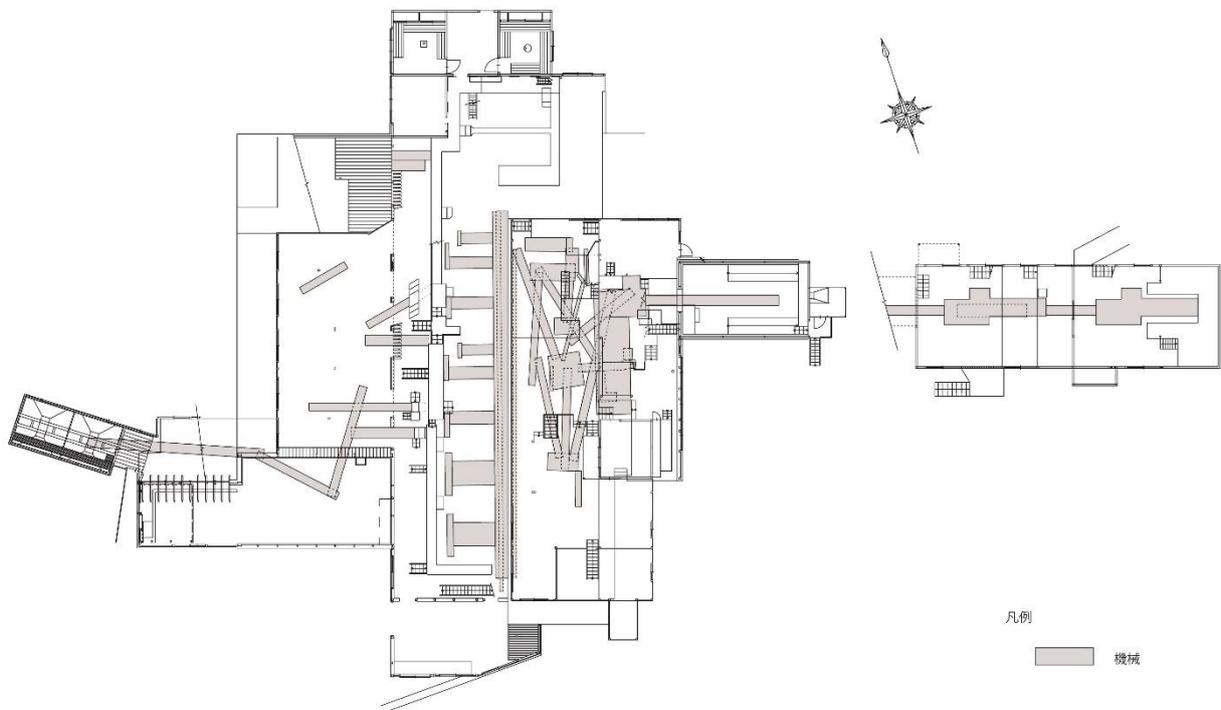
※平面図は縮尺を1/100とする。

※白焼き図の用紙は、上記指定の縮尺で印刷できるサイズとする。ただし、用紙サイズがA2を超える場合は、調査職員が別に縮尺を指定し、A2に納まるように印刷する。

《 注意事項 》

- (1) 各図面の精度は成果品見本と同程度とする。
- (2) 建物内部に設置された機械設備については、その外形を略測し、平面図に表すこと。
- (3) 平面図では、立ち入りができない範囲は白抜きとして良い。

見本 平面図



令和2年度歴史的建造物調査委託業務作成平面図（若松鉱山跡 西側貯鉱場・選鉱場・破碎場）